

伐採及び伐採後の造林の届出書

記入例

年 月 日

提出日

霧島市長 殿

【森林の土地所有者】

〒

住所 登記名義人

氏名 またはその相続人

電話

【届出者】

【伐採始期の30日～90日前】

〒

住所

森林所有者、その他権原（所有権、
地上権等）に基づいて立木の使用
又は収益をする方

氏名

電話

【伐採事業者】

〒

住所

伐採作業を実際におこなう事業者

氏名

の名称、所在地、電話番号

電話

登記未済のため登記名義人が前所有者から変更
されていない場合は、売買契約書の写しを添付
し新所有者名でも可。

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。
なお、遵守事項を確認し、伐採することを誓約します。

1 森林の所在場所

霧島市 大字 国分〇〇×丁目 字 小字 1 2 3 4 番 5 6

2 伐採及び伐採後の造林の計画

別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

注意事項

- 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 伐採する者と伐採後の造林をする者が異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 届出者が森林所有者等でない場合にあつては、森林所有者と届出者、伐採事業者が連名で提出すること。
- 届出に係る森林において、過去に森林整備事業（造林補助事業等）が実施されていた場合、その事業完了日から所定年間、皆伐や転用が制限されている場合があるので、該当する場合は、地域振興局もしくは事業を実施した者（森林組合等）に確認すること。

(別添)

伐採計画書

1 伐採の計画

例)一筆3456㎡の場合=0.35ha。二筆3456㎡と1234㎡の場合=0.35ha+0.12ha=0.47ha。

伐採面積	0.12 ha(うち人工林 0.04 ha、天然林 0.08 ha)		
伐採方法	主伐(皆伐・択伐)・間伐	伐採率	100 %
作業委託先	「皆伐」の場合は必ず100% ※伐採事業者が、伐採作業を他者へ委託する場合は委託先名称を記入。		
伐採樹種	すぎ・ひのき・まつ・からまつ・えぞまつ・とどまつ その他の針葉樹・ぶな・くぬぎ・その他の広葉樹		
伐採齢	40～55 年 伐採開始日は提出日の30～90日後です。90日以上経過後に開始される場合は変更届が必要です。		
伐採の期間	年 月 日 ～ 年 月 日 ※一律1年間とせず実際の予定工期を記入してください。		
集材方法	集材路・架線・その他()		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 3.0 m・延長 15 m		

2 備考

記入例

注意事項

- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びびくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。
- 伐採作業に入る場合は、伐採現場付近に伐採期間を記載した看板(標識:様式第9号)を設置すること。

遵守事項

- 伐採区域及び隣接地との境界を十分に確認して伐採を行います。
- 地元自治会長及び隣接者へ伐採の内容を事前に説明して伐採を行います。
- 伐採に当たっては、隣地の保全、落石の防止、土砂の流失、風水害等各種災害を誘発することのないよう十分考慮して行います。
- 伐採・搬出に公道(市道・農道・林道)、作業道・用排水路を反復して利用する場合は、申請書又は届出書を提出し、万が一破損した場合は、原形復旧を行います。
- 伐採に起因する事案が生じた場合には、伐採中及び伐採後においても森林所有者、届出者、伐採事業者がその責任を負い、原形復旧及び森林保全の早期回復を行います。
- 伐採後30日以内に「伐採にかかる森林の状況報告書」を提出します。

遵守事項を確認しました。 森林所有者 届出者 伐採事業者

(確認後□にチェックしてください。)

(別添)

造林計画書記入例

造林をする者の住所
氏名
電話
植栽等の造林事業者または
森林所有者・管理者

1 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A+B+C+D)	0.12	ha
人工造林による面積 (A+B)	0.04	ha
植栽による面積 (A)	0.04	ha
人工播種による面積 (B)		ha
天然更新による面積 (C+D)	0.08	ha
ぼう芽更新による面積 (C)	伐採樹種がスギ、ヒノキの場合、ぼう芽更新は極めて困難です。人工造林か天然下種更新によることとしてください。	
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他 () ・なし	
天然下種更新による面積 (D)	0.08	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他 () ・なし	

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林 (植栽・人工播種)	年 月 日 播種・植栽作業期間または「伐採終了後の最初の4月1日から2年以内」 年 月 日	スギ	0.04 ha	80 本	〇〇森林組合	幼齢木保護具の設置
天然更新 (ぼう芽・天然下種)	年 月 日 伐採終了後の最初の4月1日から5年以内 (~3月31日) 年 月 日	クヌギ	0.08 ha	/	なし	なし
5年後において適確な更新がなされない場合	年 月 日 上記「天然更新」期間終了日後最初の4月1日から2年以内 年 月 日	クヌギ	0.12 ha	240 本	〇〇林業(株)	防護柵設置

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

宅地、農地、太陽光発電施設用地など。 転用が5年後も未着手の場合を想定し、植栽計画を記入してください。	1ha当たり2,000本以上である必要があります。 例) 造林面積0.12ha×2000本= 240本以上としてください。
--	--

2 備考

--

(別添)

(裏面)

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

伐採後の造林に係る森林の状況の報告制度

- ① 人工造林の場合、植栽完了の日から30日以内に報告書を提出します。
- ② 天然更新の場合、天然更新完了の日から30日以内に報告書を提出します。
- ③ 林地転用の場合、その用途に供した日から30日以内に報告書を提出します。

当該報告制度を確認しました。 伐採後の造林に係る権限を有する者
(確認後にチェックしてください) (森林所有者等)

必要書類一覧

1～4は必須。5～8は必要に応じて作成・ご提出ください。

1 様式第1号「伐採及び伐採後の造林の届出書」及び別添「伐採計画書」、「造林計画書」

別紙の記入例を参考に作成してください。押印は不要です。

2 登記事項証明書（登記簿謄本）

伐採を行う筆の登記事項証明書を添付してください。
固定資産税の納入通知書や名寄台帳での代用はできません。

3 住民票抄本

伐採しようとする土地の所有者（登記名義人）の住民票を添付してください。
下記5番により「相続人」の方の申立書が提出される場合は、その申立をされる方の住民票を添付してください。
下記6番により「共有者」のうちお一人が代表となり届出をされる場合は、その代表者の方の住民票を添付してください。
婚姻等により、登記簿と姓が異なる場合は、旧姓の表示がされたものが取得できる場合がありますので、住民票発行担当窓口でご確認ください。
姓の変更が住民票上に表示されない場合は、戸籍謄本等の姓の変更が確認できる証明書を添付して下さい。

4 地籍図

伐採しようとする土地が全て表示された地籍図に、「土場の位置」「搬出経路」を書き込んで添付してください。搬出経路は地籍図上に見えている範囲は全て記入して下さい。
複数件の届出で同じ経路の場合でも、届出書1通につき1部添付してください。

5 様式第2号「伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林所有者の相続人代表者であることの申立書

伐採しようとする土地の登記名義人が故人である場合に、その相続人である方を「森林所有者」として届出を行う場合に添付してください。登記名義人の方の代わりに、この申し立てを行う方の住民票を添付して下さい。**※押印が必要です。**

6 伐採及び伐採後の造林届出書にかかる申請人（所有者）の共有名義代表者であることの申立書

伐採しようとする土地の登記名義が複数名での共有となっている場合に、その内の1名を「森林所有者」として届出を行う場合に添付してください。この申し立てをされる方の住民票を添付して下さい。**※押印が必要です。**

7 協議書

土場や搬出経路として他の所有者の土地を使用される場合等には、その所有者の方に使用の承諾を得ていただく必要があります。それを証するものとしてこの協議書を使用して下さい。「団体名」「代表者名」と表記されていますが、個人である場合もこの書類を使用して下さい。同時に伐採する筆を通行する場合であっても、所有者が異なる方の土地を使用される場合は必要です。**※押印が必要です。**

8 関係施設管理者との協議書

土場や搬出経路として使用される予定の土地が公有地（国道や国有林、県道、市道、赤線・青線など）である場合はこの書類を使用して、所管庁の承諾を得てください。許可書等が交付される場合は協議書の代わりに許可書等の写しを添付してください。
養生のため鉄板を敷く場合などは占用許可申請が必要でないかを所管庁に必ず確認してください。